

# 平成24年度農薬適正使用推進要領

## 1 趣 旨

農薬の飛散防止対策など、農薬の適正な使用を重点的に推進するため、農薬の使用機会が多い6月から9月までを「農薬適正使用推進期間」として設定し、農業団体、市町村、県等が一体となって、農薬販売店、農薬使用者等に対し、農薬の適正で安全な販売・使用の徹底を図る。

## 2 主 催 鹿児島県

## 3 推進期間 平成24年6月1日から平成24年9月30日まで

## 4 重点推進事項

### (1) 適期・適正な防除の推進

病害虫防除所が提供する「病害虫発生予察情報」や「農薬使用の手引き」等を参考に、適期・適正な防除を実施すること。

### (2) 農薬使用基準の遵守

農薬の使用に当たっては、農薬取締法省令5号で定められた「農薬を使用する者が遵守すべき基準」に基づき、容器等に記載されている使用方法をよく読んで正しく使用すること。

椿油かすは魚毒性が非常に高いため、水田でのスクミリンゴガイの防除はもとより、農薬としては絶対に使用しないこと。また、硫酸銅も水田において絶対に使用しないこと。

### (3) 農薬の飛散防止

農薬を散布するときは、飛散による周辺農作物への被害が発生しないよう、風向、散布器具のノズルの向き等に十分注意すること。

### (4) 散布作業者の安全確保

農薬を散布するときは、必ず防除着やマスクを着用すること。

### (5) 周辺環境への危被害防止

ほ場周辺の宅地や畜舎、養蜂、魚介類などに危害を及ぼさないように、また、河川等を汚染しないように十分注意して使用すること。

クロルピクリン剤等の使用に当たっては、人畜に被害を及ぼす恐れのあるところでは使用せず、施用後は必ず被覆を行うなど、十分注意して使用すること。

### (6) 農薬の適正な管理等

農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠できる保管庫等で厳重に管理すること。また、空き容器等は、産業廃棄物運搬・処理業者に委託して適正に処理すること。なお、販売禁止農薬の取扱は、関係法令に基づく適切な処理を行うこと。

## 5 推進方法

### (1) ホームページをはじめ、テレホンサービス、各種広報媒体の活用

### (2) ポスターの配布・掲示

### (3) 「農薬中毒の症状と治療法」冊子の配布と理解促進

### (4) 農薬の適正使用及び飛散防止対策に関する研修会や講習会の開催

### (5) 農薬指導士の育成

### (6) 農薬販売店に対する立入検査・指導